

## 秋田八幡平クマ牧場の対応について

生活衛生課

### 1 基本的な考え方

- 8月24日に、北秋田市長から秋田八幡平クマ牧場で発生した事故後残されているクマ全頭の受入れの申し出があった。
- これを受けて、北秋田市と協議を重ねてきたところ、今回の北秋田市長の判断は県のイメージダウン等を懸念した全県的な観点からのものであることから、北秋田市に新たな負担が生じないように、県として支援を行うこととする。

### 2 秋田八幡平クマ牧場に残されたクマに係る財政支出について（別添資料1参照）

- 秋田八幡平クマ牧場及び阿仁熊牧場への支援については、次の観点から、地方自治法第1条の2及び同法第2条に定める「住民の福祉」の増進を図るための「地域における事務」として実施している。
- さらに県の補助については、同法第232条の2に定める「公益上の必要がある」として、実施するものである。

#### 【地域住民の安全・安心の確保】

- ・事故発生以後、元経営者が1人で当該牧場を管理していることに対し、地元住民からクマの逸走などに対する不安の声があがっていることから、地域住民の安全・安心の確保を図る必要がある。

#### 【動物愛護の観点】

- ・動物愛護管理法及び県条例では、県の責務として「動物愛護管理推進計画」を策定し、「基本的かつ総合的な施策を実施する」ことが定められているほか、「県民の動物愛護精神の高揚を図るため、必要な措置を講ずるように努める」とこととされている。
- ・なお、資金不足等により飼養が継続できなくなった場合、殺処分（安楽死）を防ぐための制度的枠組みを設けていないことから、法制度上の改正について、国に要望していく。

#### 【本県のイメージダウンや観光面への配慮】

- ・動物愛護管理法で容認されている殺処分（安楽死）に至った場合には、DCや国民文化祭を控えている中で、本県のイメージダウンや観光面への影響が懸念される。

#### 【地域振興の観点】

- ・阿仁熊牧場が残されたクマを引き受けることは、動物を大切にする秋田県というメッセージを発信することで、本県のイメージアップに寄与するほか、交流人口の拡大などにより、森吉山周辺全体の振興にもつながっていく。

- なお、施設整備費や施設管理費については、県内の支援団体や県外の動物団体などに寄せられる寄付金を活用できるよう調整を図り、できるだけ経費の縮減に努めることとしている。

### 3 阿仁熊牧場の施設整備に係る実施設計について

- 秋田八幡平クマ牧場のヒグマの受入れに伴い、北秋田市と協議を重ねてきたところ、新たな施設については、阿仁熊牧場と一体として管理することやツキノワグマにも活用することなどを考慮し、同牧場に隣接して建設することとしている。
- また、受入施設の整備に当たっては、単に飼養・展示のためだけの施設ではなく、専門家などの助言を踏まえ、研究施設としての利用や命の大切さを学ぶ学習の場としての活用などを視野に入れて、別添資料2-1の3案について比較検討を行っている。
- この結果、現況地形を活用した電気柵方式を採用することとしているので、12月補正予算案に、北秋田市が委託する実施設計費について全額補助するための経費を計上することとしている。

### 4 国への要望について

- 知事が環境省事務次官と面談し、秋田八幡平牧場の事故と同様の事故の発生防止に向け、動物愛護管理法の改正や本県による事故対応等に対し財政支援を行うよう要望している（「国の施策・予算に関する要望（平成24年11月）」において要望書を提出）。

#### 【国への要望事項（概要）】

- (1) 動物愛護管理法の許可基準の厳格化
  - ・ 許可基準に飼養者の資格要件（経理的基礎・技術的能力）の追加
  - ・ 構造基準の強化（野生ツキノワグマなどの侵入を防止する柵の設置など）
- (2) 特定動物に関する支援制度の創設
  - ・ 資金不足等で飼養継続できなくなった場合の対応措置として、「飼養管理積立金制度」あるいは「保証金制度」の創設
- (3) 国による財政的支援
  - ・ 本県が動物愛護の観点から行っているクマへの給餌等の経費や、今後新たに設置する施設の整備費などへの財政支援

### 5 秋田八幡平クマ牧場の対応に関する覚書の締結

- 秋田八幡平クマ牧場のクマの受入れに関し、新たな施設整備や施設運営の支援のあり方、地域振興の推進、調査研究体制の整備などについての「覚書」を年内に締結するため、北秋田市と協議を行っている。
- なお、クマの受入れに伴い増加する運営費については、イベント招致、各種大会の開催や学習の場の活用など、入場料の増収などにより確保することを基本としつつ、北秋田市の新たな負担増とならないよう、必要な措置を講じる方向で協議を行っている。

### 6 今後のスケジュール

- ・ 平成24年12月 北秋田市と覚書の締結
- ・ 平成25年 1月 設計着手（北秋田市）
- 3月 設計完了
- 6月 補助金（工事請負費）に係る補正予算提案（県・北秋田市）
- 7月 工事着工
- 11月 ヒグマの移送（予定）
- 12月 工事完了

## 資料 1

### ○ 動物の愛護及び管理に関する規定

#### (1) 動物の愛護及び管理に関する法律

(動物愛護管理推進計画)

第6条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針

二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

三 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項

3 動物愛護管理推進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項を定めるように努めるものとする。

#### (2) 秋田県動物の愛護及び管理に関する条例

(県の責務)

第3条 県は、動物の愛護及び管理に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(動物愛護精神の高揚)

第7条 知事は、県民の動物愛護精神の高揚を図るため、動物の適正な飼養に関する知識の普及啓発、指導、助言、調査研究その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### ○ 地方公共団体の役割、事務及び経費支弁に関する規定（地方自治法）

#### 1 地方公共団体の役割と処理する事務に関する規定

(地方公共団体の役割等)

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 略

(地方公共団体の事務)

第2条 略

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3～17 略

- ・地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担い、法令に基づく事務のほか、当該地方公共団体の判断で地域における事務を行うものとされている。

## 2 地方公共団体の経費支弁に関する規定

### (1) 県の事務執行費用の支弁

#### (経費の支弁等)

**第232条** 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。

2 略

- ・ 地方公共団体が支弁するものとされている経費は、①普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費、②その他法令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費である。

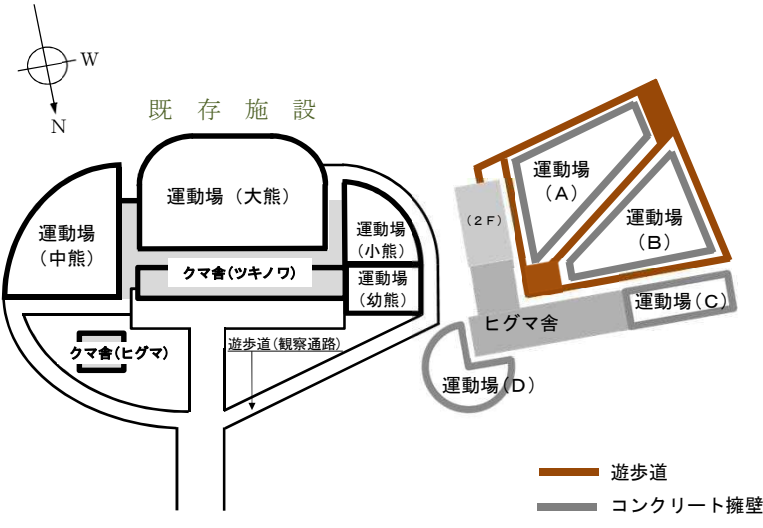
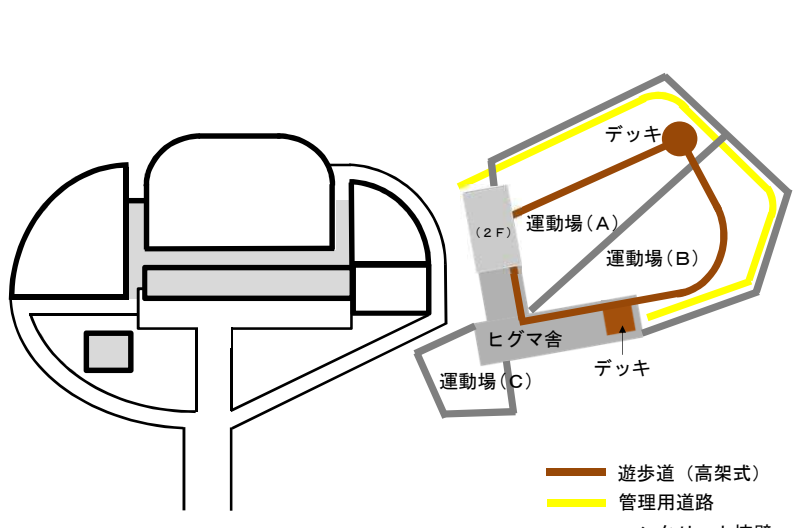
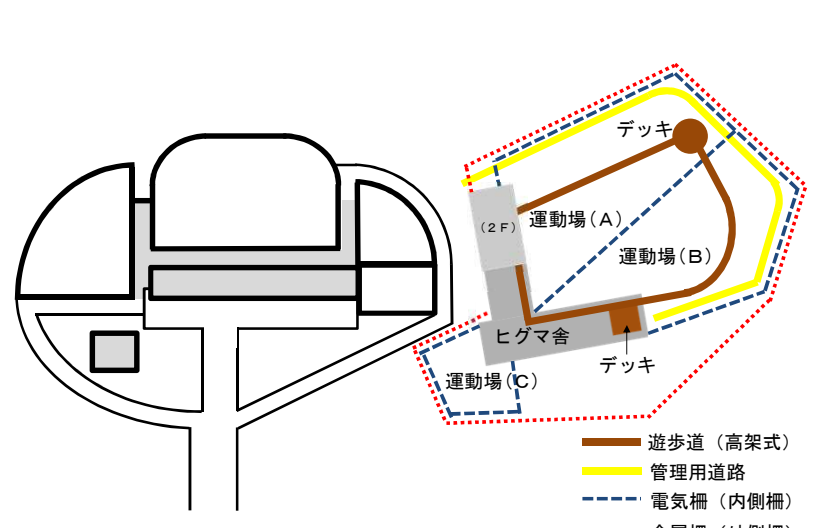
### (2) 補助金等の支出

#### (寄附又は補助)

**第232条の2** 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。

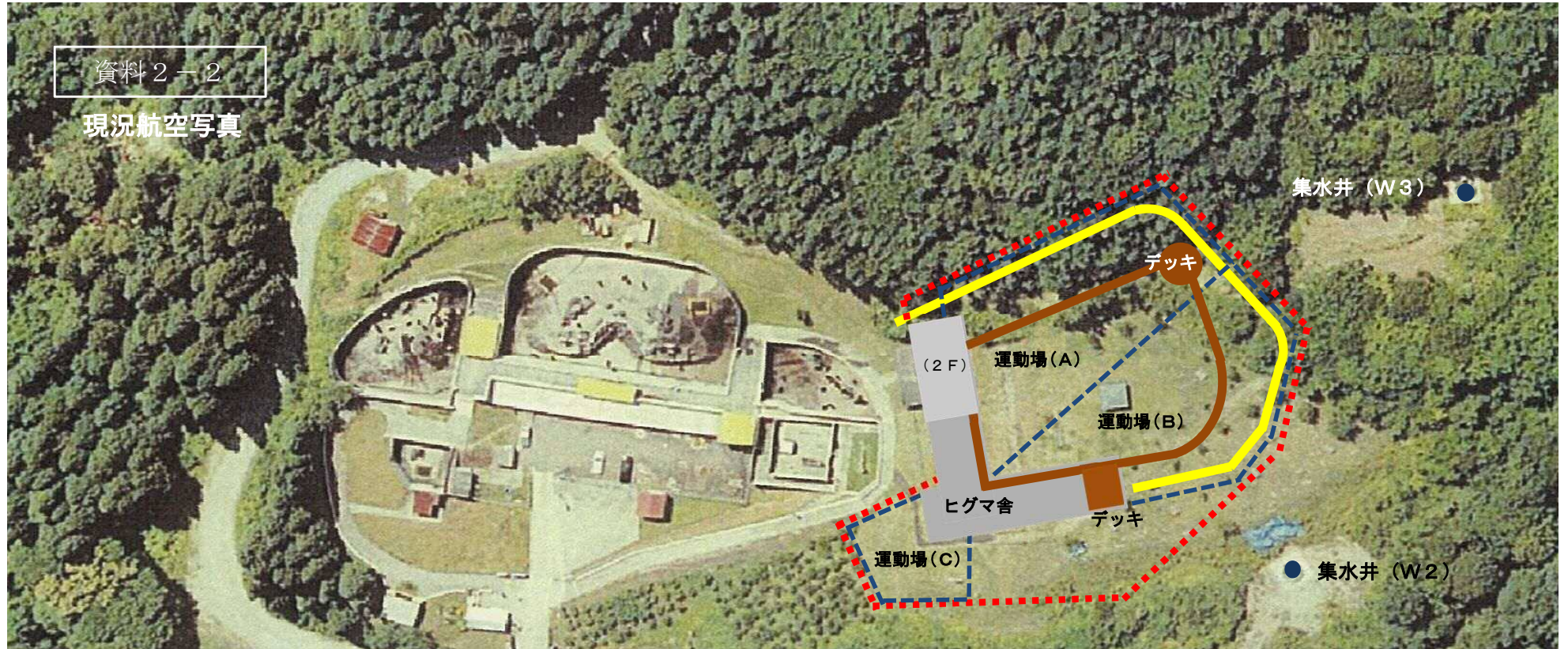
- ・ 地方公共団体は、その公益上必要がある場合に、寄附又は補助をすることができることとされている。公益上必要かどうかの判断は、当該地方公共団体の長及び議会が行うが、疑義がある場合には、最終的には、住民訴訟等を通じて裁判所が判断することとなる。

「阿仁熊牧場」の施設改修に関する考え方(案)

	A 案 (運動場: コンクリート檻方式)	B 案 (運動場: コンクリート擁壁内)	C 案 (運動場: 電気柵方式)
	<p>• 既存施設と同様、クマを展示する運動場の地面にコンクリートを敷設し、周囲をコンクリート擁壁で囲むものであり、これまで国内のクマ牧場で多く採用されてきた方式</p> 	<p>• 地すべり対策のため、クマを展示する運動場については、できるだけ地盤の切り盛りを行わず、現況地形(土・草地・樹木等)を活用し、周囲をコンクリート擁壁で囲む方式</p> 	<p>• クマを展示する運動場は現況地形(土・草地・樹木等)を活用し、周囲には地すべり対策工事が不要な二重式金属柵(内側の柵の内外には数千ボルトの微電流を1秒間に1回程度、瞬間的に流す電気柵を併設)で囲む方式</p> 
施設の耐久性	(◎) • 耐久性に優れているコンクリート擁壁を採用	(◎) • 耐久性に優れているコンクリート擁壁を採用	(○) • 金属柵は、冬期間の豪雪やヒグマの体当たりにも耐えられるよう、強度・形状を特別仕様にするなどの耐久性への配慮が必要 • 金属柵、通電設備は、定期的なメンテナンスが必要
施設の維持管理	(◎) • 運動場の地面にはコンクリートが敷設されるため、水洗いによる排泄物の処理などの維持管理が容易 • 冬期間はクマが冬眠するため、運動場を閉鎖	(○) • 排泄物は、運動場内に設置する管理用道路(擁壁に沿って周回)を活用し、定期的に回収処理 • 冬期間はクマが冬眠するため、運動場を閉鎖	(△) • 電気柵の使用電量はクマの接触時に消費される仕組みとなっているため、ソーラーパネルで対応可能(クマは電気柵に触れて一度ショックを学習すると柵に近寄らない) • 冬期間はクマが冬眠するため、通電は不要(通電設備は格納保管) • 排泄物は、運動場内に設置する管理用道路(電気柵に沿って周回)を活用し、定期的に回収処理
地すべり対策工事	(△) • ヒグマ舎、運動場とも重量構築物となるため、施設全体について地すべり対策工事が必要	(○) • ヒグマ舎、コンクリート擁壁、高架式遊歩道について、地すべり対策工事が必要	(◎) • ヒグマ舎、高架式遊歩道に地すべり対策工事が必要
運動場の面積 (クマ1頭当たり)	(△) 20㎡ (1,400㎡/63頭(ツキノワグマ換算))	(○) 40㎡ (2,800㎡/63頭(ツキノワグマ換算))	(○) 40㎡ (2,800㎡/63頭(ツキノワグマ換算))
自然環境等への配慮	(△) • 運動場: コンクリート構造 • コンクリート擁壁	(○) • 運動場: 現況地形(土・草地・樹木等) • コンクリート擁壁	(◎) • 運動場: 現況地形(土・草地・樹木等) • 二重金属柵(電気柵)
展示の効果	(○) • クマを観察するための遊歩道は、擁壁に沿って周回する既存スタイル(誘客増の可能性小)	(◎) • 地上高約5mの遊歩道からクマが観察できる高架式遊歩道を採用(誘客増の可能性大)	(◎) • 地上高約5mの遊歩道からクマが観察できる高架式遊歩道を採用(誘客増の可能性大)
概算工事費(千円)	(△) 440,000	(○) 380,000	(◎) 328,000
設計費(千円)	(△) 37,600	(○) 25,700	(◎) 20,000
総合評価	(△)	(○)	(◎)

資料 2-2

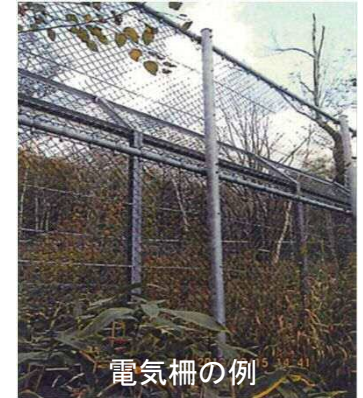
現況航空写真



デッキからの森吉山の眺望



高架式遊歩道の例



電気柵の例